新型コロナウイルスと公的保険給付・助成金（まとめ）Ver.3

SRC ＳＲＣ・総合労務センター

ケース（どんな状況のとき？）	給付が受けられる対象	公的制度	条件	給付内容（額）	行政窓口
新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者	国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者	傷病手当金	労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日(4日目)から、労務に服することができない期間(R2.1.1～9.30までの期間で療養のため労務に服することができない期間。但し入院継続の場合、最長1年6か月支給)。	直近3か月の平均収入日額×3分の2 ●1か月収入の約65%相当　※2 ●給付期間はR2.1.1～9.30で療養のため労務に服することができない期間。ただし入院継続の場合は、最大1年6か月	市区町村窓口、国民健康保険組合等
仕事と関係なく、プライベートで新型コロナウイルスに感染し、会社を休んだとき	社会保険の加入者本人		①業務外の事由による病気・ケガであること。 ②仕事に就くことができない状態であること。 ③連続3日間を含み4日以上仕事に就けないこと。 ④休んでいる期間中、給与が払われていないこと。	直近1年間を平均した標準報酬日額×3分の2 ●1か月給与の約65%相当額　※2 ●給付期間は最大1年6か月	全国健康保険協会　各支部、健康保険組合等
従事する仕事が原因で新型コロナウィルスに感染し、会社を休むことになったとき	労働者本人	休業補償給付	業務災害による傷病の治療のため、働くことができず、この期間中に給与が払われていないこと。	給付基礎日額の80% ●1か月給与の約80%相当額　※2	会社管轄の労働基準監督署
新型コロナウイルスによって、業績不振となった会社から解雇等を言い渡されたとき	雇用保険の加入者本人(65歳未満)	失業給付	①退職日以前1年間に、雇用保険に加入していた期間（※1）が通算6か月以上あること。 ②退職理由が「倒産・解雇等」であること。	基本手当日額×所定給付日数（最低90日～最高330日） ●1か月給与の約45～80%　※2	失業者の住所地を管轄するハローワーク
新型コロナウイルス感染症による影響で、子どもが臨時休校等により会社を休まざるを得ない労働者に対し、休んだ日について、会社が給与を全額補償したとき	会社	雇用保険加入者：新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース	①雇用保険に加入している会社であること。 ②労働者の申し出に基づき、（労基法の年次有給休暇とは別に）有給休暇を取得させたこと。 ③休んだ時に支払った給与は、通常の給与を全額補償していること。	対象労働者の日額換算賃金額×休んだ日数 ●R2.2.27～9.30までの期間 ●1日の上限額15,000円(R2.3.31までは8,330円)。 ＜申請期限＞R2.12.28まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ０１２０－６０－３９９９ 受付時間：９：００～２１：００（土日・祝日含む）
	会社	加入者以外：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金			
新型コロナウイルス感染症による影響で、子どもが臨時休校等により、その世話をするために仕事ができなくなったとき	委託を受けて個人で仕事をする人	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	①小学校等の臨時休業前に、業務委託契約を締結していること。 ②小学校等の臨時休業による子供の世話で、予定されていた日時に業務を行うことができなかったこと。	●R2.2.27～9.30までの期間 ●就業できなかった日につき、1日あたり7,500円(R2.3.31までは4,100円)の定額 ＜申請期限＞R2.12.28まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ０１２０－６０－３９９９ 受付時間：９：００～２１：００（土日・祝日含む）
新型コロナウイルス感染症により事業活動縮小を余儀なくされ一定の売上減少が確認された会社が、社員の給与補償をした上で、休業させたとき	雇用保険の加入者	雇用調整助成金	①雇用保険に加入している会社であること。 ②売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近1か月間が前年同期に比べて5%以上減少している。 ③労使間の協定により、一定の基準を満たした休業等が実施されること。 ④休業手当の支払いが労基法に違反しないこと。	●助成率 3分の2（大企業）5分の4（中小企業） 解雇等をしないときは…、 4分の3（大企業）10分の10（中小企業）※3 ●1日の上限額15,000円(R2.4.1以降)。 ●支給上限は年間100日まで(ただし、緊急対応期間中※3はカウントしない)。	都道府県により窓口が異なるため、下記の厚労省サイトでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html
	雇用保険の加入者以外※3	緊急雇用安定助成金			
厚生年金保険料等の納付が困難になったとき	会社	厚生年金保険料等の納付猶予制度	次のいずれかに該当すること。 ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと。 ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。 ③事業を廃止、または休止したこと。 ④事業につき著しい損失を受けたこと。	認められた場合… ●猶予された額を猶予期間中、各月に分割納付する。 ●財産差押え、換価が猶予される。 ●猶予期間中の延滞金が一部免除される。	会社管轄の年金事務所

（注意）概要を掴んでいただくために、主な点のみを端的に掲載しています。文言等の表現が正確ではありません。実際に制度を利用される際は、厚労省のサイトで詳細をご確認ください。

※1　この期間を「被保険者期間」と呼びます。雇用保険の被保険者であった期間のうち、退職日から1か月ごとに区切っていき、各月の勤務日数が11日以上ある月を1か月とカウントします。

※2　正確な給付額ではありません。イメージしやすく、あくまで目安として表記したものに過ぎない表現である点、ご留意ください。

※3　緊急対応期間とされる「2020年4月1日～9月30日」までの特例措置。

（2020.6.15現在）